



昭和 5 1. 3. 3 1

北海道行政書士会

## — 日行連業務指導部の動き —

### ☆民法・戸籍法の一部改正に対処

民法と戸籍法の一部改正によって戸籍の閲覧と謄抄本の交付は関係者と弁護士、司法書士以外は原則的に交付を受けることができないことが新聞等で報道されておりますが、改正案通りに可決されると行政書士が戸籍関係の業務を扱うことに大きな影響がありますので、日行連理事の黒島副会長（本会）提唱で去る3月4日黒島日行連理事を責任者として法務省民事局の第二課長と担当係官に面接し、代書人制度の創設当時から行政書士が戸籍関係の業務を扱ってきた経過を説明し、行政書士が特例からはずされた場合の影響の大きいことを力説し、課長からは「前向きで検討」することの約束を取りつけている。

#### 黒島日行連理事談

「弁護士、司法書士が特例として認められる理由の一つに、昨年民法、戸籍法の一部改正が法務当局で論議された時点でいち早く反対の意志表明をしたことが今度の改正にあたって弁護士、司法書士の特例を認めるに至ったことが察せられた。『戦う日行連』たれと北海道での日行連総会の発言を考える時私を含めて日行連執行部はもつと勇敢に行動を起すべきであろう、更には行政書士の専業者（行政書士業務で生計を立てている者）で無い者が日行連の重要ポストにあることの欠点をつくづく考えさせられた」

### ☆交通事故証明交付申請の場合行政書士の申請に特例を

3月4日の法務省との交渉のあと日行連副会長佐藤義哉（東京会会長）と黒島理事は警察庁を訪ね、交通指導課長に対して『自動車安全運転センター』が扱っている交通事故証明書は当事者請求が原則であるけれども行政書士として交付申請した場合には委任状の添付が無くとも請求者である行政書士に直接交付されるよう要望した。課長は従来の取扱い実績等を考慮して要望に添うよう部内で検討し近いうち結論を出したいとの回答を得ている。課長からはこの制度は昨年中に要領を発表し、今年1月1日から実施したわけだから昨年中にこのことを申入れして頂くと、スタートの時から考慮できた筈だと日行連執行部のスロモーを暗に批判していたことが印象的である。

— 本会主催業務研修会 —

◆ 個人タクシー免許資格要件の改正に伴い申請様式等も変更されたので、2月28、29日の両日札幌市自治会館に於て研修会を開催した。出席者は次の通りである。

札幌支部	24名	函館支部	3名
苫小牧支部	4名	室蘭支部	5名
十勝支部	2名	小樽支部	3名
釧路支部	2名	旭川支部	3名

◆ 専修学校等の認可申請書の作成について黒島副会長(日行連業務指導部員)を講師として説明を行い、すでに認可申請書類の作成を依頼されているケースもあり真剣な質疑などもあつて盛会であつた。一件書類の作成手数料は試算によると20万円前後算出されているので参考にされたい。

— 業務資料 —

◆ 日雇健康保険法の一部が改正され保険料、給付基礎日額、実施時期等が次の通りとなつたので参考にされたい。

区分	賃金日額	保険料			給付基礎日額	実施時期
		計	被保険者	事業主		
特例1級	480未満	20円	10円	10円	400円	従来通り
第1級	円以上 円未満 480 ~ 1,500	60	25	35	1,334	50年1月1日
2 "	1,500 ~ 2,500	120	55	65	2,000	"
3 "	2,500 ~ 3,500	200	100	100	3,000	"
4 "	3,500 ~ 5,000	280	140	140	4,400	50年4月1日
5 "	5,000 ~ 6,500	370	185	185	5,750	"
6 "	6,500 ~ 8,000	470	235	235	7,250	51年4月1日
7 "	8,000 ~ 9,500	560	280	280	8,750	
8 "	9,500円以上	660	330	330	10,250	

※特例1級、第1、2級は保険料の負担金額が違つたので御注意下さい。

◆ 交通事故証明書の交付手続きに関して木川業務研修部長が札幌自動車安全センターと打合せした結果についてお知らせします。

記

1 委任を受けた行政書士が事故証明の発給を求めた場合発給されるか?  
現時点では可能と判断するが詳細については、現在本部に照会中である。

2 組織及び事務系統について?

組織は現在の警察組織と同様であつて指揮命令権も同様である。

センターの所在は次の通り

札幌市中央区北3条西20丁目	運転免許課内
北海道事務所長	湯村 福二
函館市五稜郭町15番5号	函館方面交通課内
函館事務所長	尾崎 行雄
旭川市6条10丁目	旭川方面交通課内
旭川事務所長	木村 清作
釧路市黒金町10丁目	釧路方面交通課内
釧路事務所長	今 欣作
北見市青葉町15	北見方面交通課内
北見事務所長	辺見 秀雄

の5地区となつている。

3 事故証明書の発給形態について

- (1) 他管内で事故が発生し、その当事者が札幌管内である場合は直接当所(札幌センター)に請求する。
- (2) 他管内で事故が発生し、その管轄署より振替用紙を持って来た者はその管轄センターに請求する。

4 事故証明書の発給経過日数について?

通常発生地警察署に対し一週間以内に報告する様依頼しており、その後当札幌センターに資料ある場合は直に或いは資料ない場合でも急を要する場合はセンターより現地署に照会し可能な限り早く発給したい。

5 発給事務は何時からのものか?

事務は本年1月1日以降から処理し、資料はS5 0.1 0.1以降のものを収納している。尚これ以前のものについては担当警察署に照会して発給する事となる。

— 各支部のうごき —

◆ 釧路支部

行政書士サービスデー(行政事務手続無料相談)実施要領

- 趣 旨 行政書士について、理解と認識をひろめ、あわせて地域住民の便宜のための奉仕活動
- 主 催 北海道行政書士会釧路支部(事務局・釧路市千歳町2番7号 森谷 嘉一郎事務所内)

TEL41-8224)

- 3. 名称 行政書士サービスデー（行政事務手続無料相談）
- 4. 期日 昭和50年11月25日 午前10時～午後4時
- 5. 場所 釧路市黒金町7丁目 釧路市役所1階ロビー
- 6. 相談（奉仕）員

支部長 森谷 嘉一郎 釧路市千歳町 2番 7号 TEL 41-8224  
 副支部長 大沢 清 同 白金町25番16号 22-8681  
 同 細木 貞次 同 花園町 7番 1号 22-0921  
 常任理事 前田 紀久男 同 新川町11番 6号 22-9976

◎相談（奉仕）員は、左胸に「行政書士何某」と記したネームプレート（本会規定）をつけること

7. 実施内容

- (1) 行政事務手続（戸籍、農地、風俗営業許可申請、食品衛生許可申請、自賠責、社会保険、労災保険、建設業許可申請、その他行政書士の業務に属するもの）についての相談
- (2) 住民票写、戸籍謄抄本その他の交付申請書、戸籍届書、その他簡単な書類の作成の無料奉仕

◆ 函館支部

〃 51年4月から行政事務手続相談を。

函館支部（支部長黒島宇吉郎）では51年4月から毎週金曜日午後1時より、函館市役所市民相談室で「行政事務手続相談」を行なうことになった。

地方自治体の財政逼迫の折、従来の囑託員（手当支給）による相談業務を中止し、函館支部の無料奉仕を快諾した市理事者と最終的な打合せも終り、石村賢太副支部長をキャップとして補助相談員に支部役員があたることになった。

函館市役所では広報「市政はこだて」日刊紙を通じて市民にPR、好評が期待されている。

— 事務局のうごき —

- ◆ 2月10日田代幸子さんが結婚のため退職以来手不足だった事務局も、道地方課の御紹介で藤村多智雄さんが4月5日から事務局勤務が決まりました。

山本事務局長の補佐役として健斗が期待されております。

— あ と が き —

- ◆ 野崎執行部が誕生して以来会報はおろか速報さえも満足に定期発行が出来ないことに頭をいためております。
- ◆ 事務局の手不足もあるが、従来の先食い予算がたり借金で経常支出をささえていることだけは事実です。
- ◆ 各支部の業務研修会開催に執念を燃す黒島副会長は、未開催支部の本会理事に再三の電話とく促の努力をつづけている。
- ◆ 本会理事は地方においては会長代理、業務研修部長代理の心構えで支部の業務指導に卒先すべきである。
- ◆ 本会理事所属の支部でついに業務研修会さえ開催しない支部があり、なげかわしい限り。理事の奮起を望む。
- ◆ 会費値上げは必至です。昭和51年度こそは予算の先食いをやめ、運営の正常化をはからねばならない。
- ◆ 更に事務局体制の強化と現執行部の執行体制の見直しを迫られている。
- ◆ 財政の苦しいのは地方自治体だけでは無い。吾が行政書士会も又同じ……

(K生)

— お 知 ら せ —

本会前会長の藤山利夫先生が編集した、日本行政書士会連合会の会報、創刊号（37年1月）から第22号（47年5月）までの合冊本が、日本行政書士会連合会から実費頒布しておりますので希望者は送料共1,500円を添えて下記宛申込んで下さい。

☎063 札幌市西区山の手3条2丁目98

藤 山 利 夫 宛

